

## ↳ 自動車重量税の還付

**Q** : 今年から自動車を廃車にしたら自動車重量税が還付されるようになったとか。どのような内容になっているのですか？

**A** : 次のような内容になっています。

### 【解説】

自動車重量税の還付制度は、自動車の不法投棄をなくし、また自動車のリサイクルを促進する目的で設けられた制度で、今年からスタートしています。

自動車を廃車にした場合には、車検時に支払った重量税のうち未使用分(期間按分)が還付されることとされています。

還付までの流れは次のようになっています。

- ① 自動車を引取り業者へ引き渡し
- ② 引取り業者から解体された旨の通知をもらう
- ③ 永久抹消登録申請又は解体届出と同時に各運輸支局に還付申請書を提出

還付は、還付申請書を提出してから、おおむね3ヶ月程度で還付されるとのことです。

なお、この場合、還付金が支払われるのは、自動車の最終所有者になっていますので、たとえば、リースで自動車を使用していた場合で、借主が自動車重量税を納めていたというときであっても、還付は自動車重量税を納めた借主にされるのではなく、実際の自動車の所有者(この場合であれば貸主)にされるので、この点、注意が必要です。

